

令和 7 年度
社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会「職員採用試験」受験案内

当法人では、責任感を持って職務に取り組むことができ、積極的に行動することができる知識と熱意を持った人材を求め、次のとおり募集をします。

- (1) 協調性がある人
- (2) 向上心のある人
- (3) 謙虚な人
- (4) リーダーシップのある人
- (5) 責任感のある人

1. 採用予定人員

(1) 試験区分および採用予定人員

試験職種	採用 予定人員	職務内容
1 事務総合職員 (正職員)	1 人	社会福祉に関する業務全般 ・地域福祉の推進、生活支援等の事業推進、全般における相談業務、事業の企画運営等、法人運営及び総務・経理等の事務総合 (就業場所) 湯沢市古館町 4 番 5 号湯沢市福祉センター内
2 訪問介護職員 (正職員)	1 人	訪問介護事業所における介護業務全般 ・在宅訪問において、排泄・清拭等の身体介護および生活支援における介護業務 (就業場所) 湯沢市古館町 4 番 5 号湯沢市福祉センター内

(2) 採用年月日 令和 8 年 4 月 1 日

2. 受験資格等

(1) 受験資格

- ア 平成 8 年 4 月 2 日から平成 1 8 年 4 月 1 日まで生まれた者で、高等学校を卒業した者または見込みの者
- イ 社会福祉士、介護福祉士（実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員 1 級または旧 2 級課程修了者のいずれか）の有資格者（令和 8 年 3 月 3 1 日までの取得見込を含む）
- ウ 普通自動車免許（A T 限定可）
（令和 8 年 3 月 3 1 日までの取得見込を含む）
- エ 日本国籍を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません

ア 成年被後見人、被保佐人及び被補助人

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日程等

(1) 日時及び日程

○試験日時 令和7年8月3日(日) 10時00分～

試験の種目	日 時
論文試験 10:00～10:50	職員としての必要な知識、文章による表現力、理解力 についての筆記試験
面接試験 11:00～11:50	協調性・リーダーシップ等、職務遂行上必要な適正に 関する面接試験

※試験の説明は、9:40 から行います。

(2) 試験会場 湯沢市福祉センター(湯沢市古館町4番5号)

(3) 持参する物 受験票 筆記用具

(4) 合否について 令和7年9月5日(金)までに本人宛てに通知します。

4. 受験手続及び受付期間等

(1) 申込書の請求

ア 受験申込書は、社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。

(2) 受験申込方法

ア 本受験申込書、下記(4)提出書類と一緒に本会へ郵送又は、本部事務局窓口まで提出してください。

封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と記載し、簡易書留にて令和7年7月4日(金)の消印のあるものに限り受け付けます。

現在、資格、免許等を有している方は、それが証明できる写しを添付してください。

イ 写真は上半身、正面向、無帽、無背景で、申込み前3か月以内の縦4cm、横3cmのものを貼ってください。

ウ 受験票は、提出書類を基に書類選考を行い、令和7年7月18日(金)まで受験申込者に送付します。 ※届かない場合は本会にお問い合わせください。

(3) 受付期間

ア 受付期間は、令和7年6月2日（月）から令和7年7月4日（金）まで。

(4) 提出書類

ア 受験申込書

イ 履歴書（市販様式）

ウ 自己紹介書

エ 資格、免許等が証明できる写し

※取得見込の場合は必要ありません。

オ 卒業証明書（卒業見込み証明書）又は卒業証書の写し（最終学歴のもの）

(5) 提出書類の送付先

〒012 - 0815 秋田県湯沢市古館町4番5号

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会 総務管理課

5. 処 遇

初 任 給 181,600円～（4年生大学新卒の場合）

※本会規程により職歴加算あり

手 当 期末年2回（6月、12月）、扶養、通勤、業務、住居、資格

福利厚生 退職金制度、社会保険（厚生年金、雇用、健康）

休 日 毎週日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※変形勤務あり

その他、湯沢市社会福祉協議会就業規則・給与規程による。

6. そ の 他

- (1) 本採用試験に関する各種の提出書類については、社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会の採用試験にのみ利用し、目的以外の使用はいたしません。又、提出書類等は、選考結果に関わらず返却いたしません。
- (2) 取得見込みでの合格者が、令和8年3月31日までに資格を取得できない場合は、処遇が変更となることがあります。
- (3) 合格者において申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。
- (4) 試験結果や受験者に関する第三者からの問い合わせには、いかなる場合も応じられません。

7. 問合せ先

〒012-0815 秋田県湯沢市古館町4番5号

社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会 総務管理課

電話：0183-73-8696 FAX：0183-73-3558

電子メール：yuzawa@yushakyo.or.jp